

内子町自治会館附帯設備整備事業に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会が内子町立公民館条例（平成17年内子町条例第96号）第3条の表位置の欄の所在地にある建物並びに建物に附属する設備及び備品以外の附帯設備（以下「自治会館附帯設備」という。）の整備を実施する場合に、予算の範囲内において工費用原材料に関する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 この告示において補助を実施する対象となる事業（以下「事業」という。）は、町内の自治会館附帯設備の改修事業及び補修事業とする。ただし、特に町長が必要と認めたものについては、この限りでない。

(事業の補助率)

第3条 事業に対する補助金は、事業費の10分の7に相当する額とし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、補助の対象となる事業費は10万円以上とし、補助金の額は30万円を限度とする。

(事業の主体)

第4条 事業の実施は、自治会が行うものとする。

(事業計画書の提出)

第5条 事業を実施しようとする自治会は、事前に内子町自治会館附帯設備整備事業実施計画書（様式第1号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、町長は、工事施工上特に必要と認められる事項について指示することができる。

(補助金の申請)

第6条 前条第1項の承認を受けた自治会は、内子町自治会館附帯設備整備事業補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、内子町自治会館附帯設備整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに自治会長に通知するものとする。

(関係書類等の提出)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた自治会（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 内子町自治会館附帯設備整備事業着工届（様式第4号）
- (2) 内子町自治会館附帯設備整備事業完成届（様式第5号）
- (3) 請求書（様式第6号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長において必要と認める書類

2 前項の書類は、それぞれ同項第1号に掲げる書類は事業の着工に基づき、同項第2号に掲げる書類は事業の完成に基づき、同項第3号に掲げる書類は事業完成後提出するものとする。

(事業計画等の変更)

第9条 事業主体が、第5条、第6条又は第8条に規定する書類の記載事項を変更しようと

するときは、その理由を明らかにした書面により町長の許可を受けなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は、補助金の交付決定を受けた事業が完成した後、事業主体に対して交付する。

(帳簿等の備付け)

第 11 条 事業主体は、必要に応じてその事業の状況、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする帳簿等を備え付けておかなければならない。

2 町長は、前項の帳簿等のほか、必要な書類の提示を求めることができる。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 事業の施工が適当でないと認められるとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 町長の指示した事項を行わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為が認められたとき。

(その他)

第 13 条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。